

全国児童福祉主管課長・子育て応援
特別手当関係課長会議
(内閣府)

平成21年1月8日

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)

少子・高齢化対策第一担当

目 次

1. 新しい少子化社会対策大綱の策定について 1
2. 平成21年度少子化社会対策関係予算案のポイント 6

新しい少子化社会対策大綱の策定について

1. 趣旨

○少子化社会対策基本法に基づいて策定された「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）は、策定後5年を経過することから、平成21年中に見直しを行い、新しい大綱を策定する。

2. スケジュール

平成20年12月24日 少子化社会対策会議において、大綱見直しの方針について決定。

平成21年1月～ 少子化対策担当大臣の下、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」（別添参照）において、新しい少子化社会対策大綱の案の作成に資するための議論を開始。

年内（予定） 少子化社会対策会議において、新大綱（案）を決定。新大綱を閣議決定。

（参考）少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定） 抄

（5）大綱のフォローアップ等

本大綱については、施策の進捗状況とその効果、出生率の動向等を踏まえ、毎年フォローアップを実施していくとともに、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする。

ゼロから考える少子化対策プロジェクトチームについて

〔平成 20 年 12 月 24 日
内閣府特命担当大臣決定〕

1 趣旨

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（平成 20 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）に基づき、新しい少子化社会対策大綱の案の作成に資するため、ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

2 構成

- (1) プロジェクトチームは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) プロジェクトチームは、必要に応じて、有識者、関係行政機関の職員その他の者の参加を求めることができる。

3 公開

- (1) プロジェクトチームの会合は、原則、公開とする。
- (2) 会合終了後、議事録を作成し、これを公開する。

4 庶務

プロジェクトチームの庶務は、内閣府少子化対策推進室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、少子化対策推進室長が別に定める。

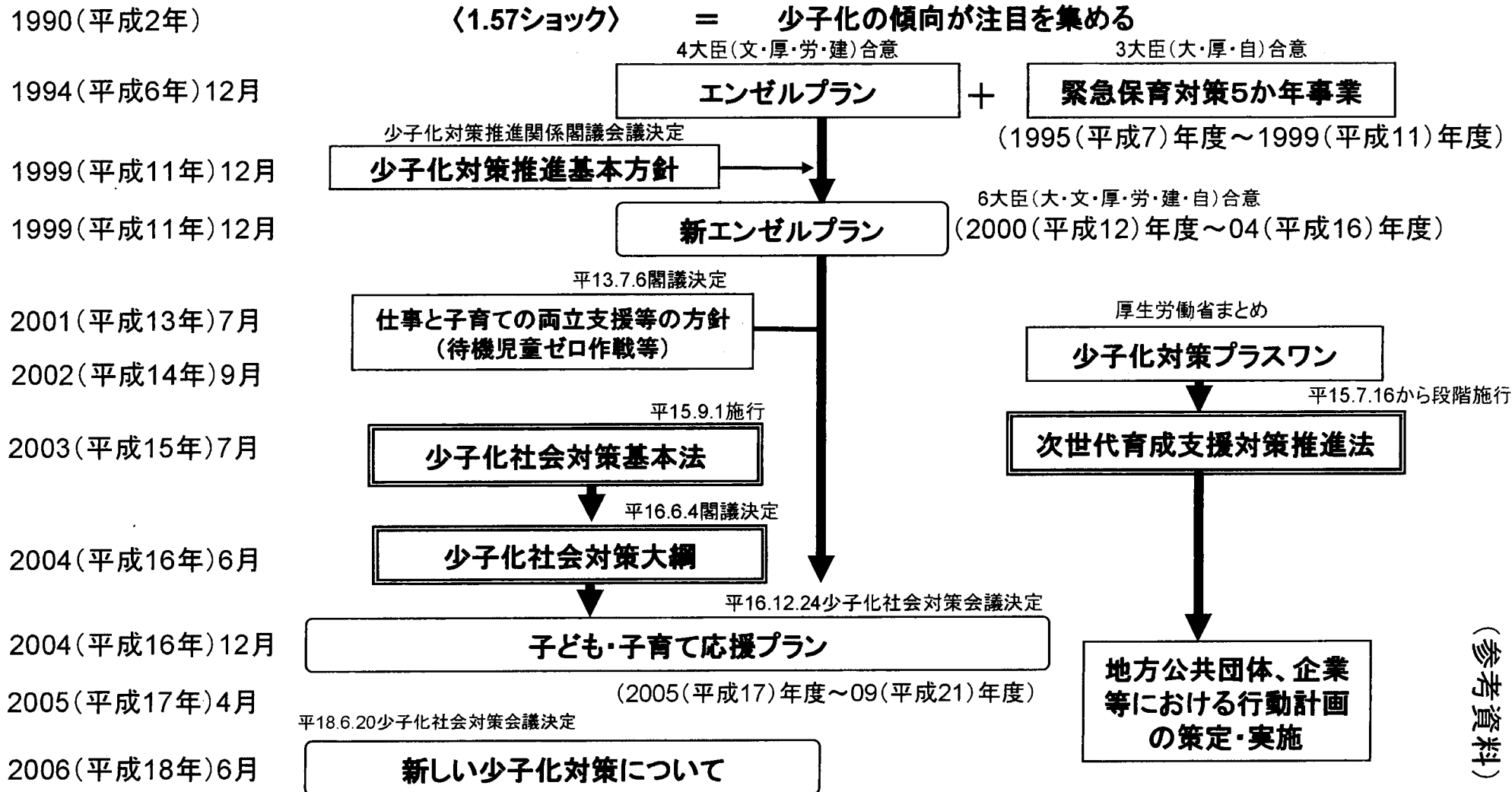
ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム 構成員名簿

| | |
|-------|---|
| 安藤 哲也 | NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 |
| 勝間 和代 | 経済評論家 |
| 松田 茂樹 | 第一生命経済研究所主任研究員 |
| 宮島 香澄 | 日本テレビ報道局解説委員 |
| 佐藤 博樹 | 東京大学社会科学研究所教授 (少子化社会対策推進点検・評価検討会議座長) |

少子化対策の取組

これまでの少子化対策

- 1990年の「1.57ショック」を契機に、政府は少子化を「問題」として認識。90年代半ば以降、エンゼルプラン(1995～1999年度)、新エンゼルプラン(2000～2004年度)を策定・推進。
- 「少子化社会対策基本法」(2003年制定)に基づき、2004年に「少子化社会対策大綱」とその具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」(2005～2009年度)を策定。「次世代育成支援対策推進法」(2003年制定)を施行。
- 2006年6月20日、「新しい少子化対策について」を決定。
- 2007年12月27日、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を決定。



(参考資料)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略以降の動き

2007(平成19年)12月

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和推進のための行動指針

2007(平成19年)12月

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平19.12.27少子化社会対策会議決定

【車の両輪】

・仕事と生活の調和の推進

・包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

(参考)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議
【分科会】

1 基本戦略分科会

2 働き方の改革分科会

3 地域・家族の再生分科会

4 点検・評価分科会

2008(平成20年)2月

「新待機児童ゼロ作戦」について

2008(平成20年)5月

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方

【「社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ」】

・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。

2008(平成20年)7月

仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項

【仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議】

2008(平成20年)7月

5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

2008(平成20年)11月

社会保障国民会議最終報告

平成21年度少子化社会対策関係予算案のポイント

1. 平成21年度予算案の総額 1兆6,181億円

※ 計数については、整理上、変動がありうる。

- 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するため、少子化社会対策関係予算については、平成20年度(1兆5,714億円)と比べて467億円(約3%)の増となっている。
- 少子化社会対策については、昨年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略や、本年11月の「社会保障国民会議」最終報告において、“未来への投資”として、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備」と「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」を“車の両輪”として取り組むべきものとされている。
- また、昨年12月に制定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づき、具体的な取組が求められている。
- さらに、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年度第1次補正予算)、「生活対策」(平成20年度第2次補正予算案)も含め、少子化社会対策を総合的に推進する。
- なお、本年12月24日に、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」が閣議決定されたところである。

2. 予算案のポイント

※ () 内は平成20年度予算額

[1] 保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

I 新待機児童ゼロ作戦の推進

[待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大]

- ・待機児童解消を目指し、民間保育所における受け入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。【厚生労働省 3,475億円(3,482億円)】

《参考》

[安心こども基金(仮称)の創設]

- ・子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に安心こども基金(仮称)を創設する。

【厚生労働省・文部科学省 1,000億円(平成20年度第2次補正予算案)】

[多様な保育サービスの提供]

- ・家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。【厚生労働省 551億円(528億円)】
- ・預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に対し助成を行う都道府県に対して補助する。【文部科学省 46億円(46億円)】

〔総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進〕

- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

【文部科学省(委託事業分)1.3億円(補助事業分)143億円の内数(78億円)】

【厚生労働省 235億円(187億円)】

- * 放課後子ども教室:すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。平成21年度においても、全国すべての小学校区での実施に向け、必要な支援措置を講じる。
- * 放課後児童クラブ:「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

II 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援

〔すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実〕

- ・様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等への対応のためのモデル事業の実施、子育て支援拠点について身近な場所への設置促進と機能拡充、また、地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推進など、地域の子育て支援の推進を図る。

【厚生労働省 551億円(547億円)】

〔虐待を受けた子ども等への支援の強化〕

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図る。
- ・児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。
- ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の推進や里親支援体制の充実を行うとともに、児童養護施設等における小規模ケアの推進や幼稚園費の創設などを行うほか、施設を退所した児童等の就業・生活支援を目的とした児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)等を推進する。

【厚生労働省 877億円(804億円)】

- ・知的障害児施設等において、虐待等を受けた児童等に対する適切な援助体制を整備するため、新たに心理療法担当職員や看護師の配置加算を行い、社会的養護機能の充実等を図る。

【厚生労働省 617億円(642億円)】

〔発達障害者支援等の充実〕

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成やその実施状況及び評価を行うなど、支援の体制を構築する。

【厚生労働省 2.2億円(2億円)】

〔地域における家庭教育支援基盤の形成〕

- ・「訪問型家庭教育支援チーム」の設置等、家庭教育支援基盤形成の促進。

【文部科学省(委託事業分)3.5億円(12億円)(補助事業分)143億円の内数(新規)】

〔出産等に係る経済的負担の軽減〕

- ・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。【厚生労働省 79億円】

〔母子保健医療の充実〕

- ・不妊治療や妊産婦ケアセンター(仮称)への支援、また、小児の慢性疾患等への支援などにより母子保健医療の充実を図る。【厚生労働省 193億円(184億円)】

〔周産期医療の充実〕

- ・出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に関する周産期医療体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センターへの母胎搬送コーディネーターの配置や、地域周産期母子医療センターの運営等への財政的支援を行う。【厚生労働省 13億円(9.5億円)】

〔妊婦健診公費負担の拡充〕

- ・妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。【厚生労働省 790億円(平成20年度第2次補正予算案)】

〔子育て応援特別手当の支給〕

- ・平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。【厚生労働省 651億円(平成20年度第2次補正予算案)】

〔社会課題対応等中小商業再生事業〕

- ・商店街振興組合等が一体となって行う商業活性化への取組のうち、空き店舗を活用した育児施設の設置・運営等に係る事業に要する経費への補助を行う。【経済産業省 42億円の内数(30億円の内数)】

〔子どもの事故防止対策の推進〕

- ・子どもの事故の未然防止に向けて、病院や保護者等から事故情報の収集を行い、有識者による分析等を実施する(安全知識循環型社会構築事業)。また、子どもの安全の向上や健やかな成長につながる製品や活動の表彰を行う(19年度からキッズデザイン賞表彰開始)。【経済産業省 0.8億円(1.2億円)】

Ⅲ 兄弟姉妹のいる家庭等への支援

〔幼稚園等の保護者負担の軽減〕

- ・幼稚園に通う幼児を持つ保護者の負担の軽減を図る。特に、兄弟姉妹のいる家庭については、第3子以降の保育料等の無償化等を図る。【文部科学省 204億円(192億円)】
- ・保育所における第3子目以降の保育料を無料とする。【厚生労働省(再掲)】

〔教育費負担の軽減〕

- ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を推進する。
- ・私立学校が行う経済的に修学困難な学生等への授業料減免措置等に対し支援する。【文部科学省 1,341億円(1,335億円)】

〔住宅における支援〕

- ・子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充【国土交通省】

IV 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕

- ・小・中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、その趣旨・内容を周知徹底するための取組を行う。【文部科学省 2.3億円(4億円)】

〔2〕仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

〔「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等・「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」(仮称)の構築〕

- ・「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進し、仕事と生活の調和が実現した社会の姿、実現のための課題、関連する施策について、広く国民に啓発・情報提供を行う。
- ・仕事と生活の調和の実現のために不可欠な企業等の取組を促すため、企業の推進者が集まる場を設ける。

【内閣府 0.3億円(新規)】

〔労働時間等の見直しに向けた取組の促進〕

- ・業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和アドバイザー(仮称)」の養成等を図る。また、労働時間が長い事業場を対象とした重点的な監督指導等を実施する。

【厚生労働省 31億円(27億円)】

〔育児・介護休業制度の拡充〕

- ・育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。

【厚生労働省 46億円(38億円)】

〔中小企業における次世代育成支援対策の推進〕

- ・次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

【厚生労働省 7.8億円(0.5億円)】

〔マザーズハローワーク事業の拡充〕

- ・マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭への母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

【厚生労働省 21億円(20億円)】

〔フリーター等正規雇用化プランの推進や、ニート等の若者の職業的自立の支援〕

- ・就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着までの一貫した支援を集中的に実施し、また、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度や年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主への奨励金の活用とともに、実践的な職業訓練等を実施する。また、若者の応募機会の拡大について、事業主への指導強化とともに、相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。
- ・ニート等の若者に対する地域の支援拠点である、地域若者サポートステーション事業の拡充を図るとともに、若者自立塾事業を実施し、職業的自立支援を推進する。

【厚生労働省 478億円(334億円)】

〔テレワークの普及促進〕

- ・産学官協働の下設立されたテレワーク推進フォーラムと連携し、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に基づき、共同利用型システム等に関する実証実験、地域でテレワークを実施する事業者への支援、テレワーク相談センターの体制整備、公共施設・民間企業におけるテレワーク環境の整備・推進策の検討、セミナーやシンポジウム等の普及啓発活動等を各省で総合的に行う。

【総務省 3億円(2.9億円)】

【厚生労働省 0.7億円(0.7億円)】

【経済産業省 42億円の内数(30億円の内数)(再掲:社会課題対応等中小商業再生事業)】

【国土交通省 0.5億円(0.7億円)】